

相活士月刊メールマガジン 9月号 ～ VOL23～

相活士事務局です。第 23 回目のメールマガジンとなっています。

最後までご一読下さい。

なお、先月から週に 2 回、遺言相続ドットコムの記事をみなさんのメールアドレスに
(原則火曜と金曜日) 送付しております。こちらの方もぜひご一読ください。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

目次

1. 生命保険の非課税枠について～事務局からのメッセージ～
2. 孫を死亡保険金受取人にした場合の注意点・デメリット～事務局からのメッセージ～
3. 相活士の更新が 1 年から 2 年に変わります
4. メディア掲載情報
5. 相活士復活制度のお知らせ
6. 更新を迎える方へ
7. 相活士行動理念

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

1. 生命保険（死亡保険金）の非課税枠について

被相続人の死亡によって生命保険の死亡保険金を受け取った場合は相続税の課税対象になります。しかし、その全額が相続税として課税されるわけではありません。生命保険の場合、非課税限度額（非課税枠）が設けられています。

生命保険金（死亡保険金）は“500万円×法定相続人の数”まで非課税となります。

ということは、皆さん当然ご存じですよ！

実際に受け取った死亡保険金から非課税枠を控除して相続税を計算することが可能です。

なお、法定相続人に該当しない孫（代襲相続や養子縁組は除く）や内縁関係の人が保険金受取人になっている場合は、非課税枠は適用されませんので注意が必要です。

一方、相続税の計算においては、たとえ相続放棄をした人がいる場合でも、法定相続人としてカウントすることになります。また、被相続人に養子がいる場合については、被相続人に実子がない場合は 2 人まで、実子がいる場合は 1 人まで法定相続人に含めることができます。

非課税枠を超える死亡保険金を受け取った場合には、その超過部分が相続税の課税対象となり、実際の相続割合（保険金の受取割合）に応じて、他の財産と同じように相続税が課税されます。

それでは、具体的にどのように計算するのでしょうか。

相活士の皆さまなら当然ご存じでしょうが、意外と知らない方も結構いらっしゃいますので、改め

て整理してみましょう。

各相続人の課税対象となる保険金の金額は、以下の計算式で算出します。

<計算式>

その相続人が受け取った保険金額－ [(500万円×法定相続人の数) × (その相続人が受け取った保険金額／すべての相続人が受け取った保険金の合計額)]

<ケーススタディー>

法定相続人が配偶者1人と子2人の場合。

法定相続人は合計で3人ですので、非課税枠は500万円×3人＝1,500万円です。

よって、1,500万円以下の保険金を受け取った場合は相続税の課税対象とはなりません。

では、受け取った保険金が5,000万円の場合はどうでしょう。

5,000万円から非課税枠1,500万円を差し引いた3,500万円が相続税の課税対象となります。

5,000万円のうち、配偶者が受け取ったのが2,500万円、子Aは1,500万円、子Bは1,000万円とします。

ここで、上記の計算式に当てはめてみます。

■配偶者

2,500万円－ [1,500万円 (非課税枠) × 2,500万円 / 5,000万円] = 1,750万円

生命保険の課税評価額：1,750万円

⇒受け取った2,500万円のうち、1,750万円が相続税の課税対象となり、他の相続財産と合わせて相続税を計算。

■子A

1,500万円－ [1,500万円 (非課税) × 1,500万円 / 5,000万円] = 1,050万円

生命保険の課税評価額：1,050万円

⇒受け取った1,500万円のうち、1,050万円が相続税の課税対象となり、他の相続財産と合わせて相続税を計算。

■子B

1,000万円－ [1,500万円 (非課税) × 1,000万円 / 5,000万円] = 700万円

生命保険の課税評価額：700万円

⇒受け取った1,000万円のうち、700万円が相続税の課税対象となり、他の相続財産と合わせて相続税を計算。

上記のとおり、3人合計で3,500万円分が「みなし相続財産」として相続税の課税対象となります。

保険金を受け取った割合に応じて相続税は課税されますので、1人で受け取った場合でも、複数人

で受け取った場合でも法定相続人の数が同じであれば、実際の課税対象となる額に変わりはありません。

配偶者が1人で5,000万円を受け取っても、 $5,000 \text{万円} - [1,500 \text{万円} \times 5,000 \text{万円} / 5,000 \text{万円}] = 3,500 \text{万円}$

☆☆★☆☆

2. 孫を死亡保険金受取人にした場合の注意点・デメリット～事務局からのメッセージ～

孫を生命保険の死亡保険金受取人に設定している方もいらっしゃるでしょう。

ダメとは言いませんが、きちんと注意点やデメリットを理解しておかないと思わぬ税金がかかってしまうことがありますよ。

<3つの注意点・デメリット>

【その1】非課税枠が適用されない。

上記①「生命保険（死亡保険金）の非課税枠について」でも説明しましたとおり、法定相続人ではない孫を死亡保険金の受取人にしたとき、死亡保険金の非課税枠（500万円×法定相続人の数）は適用されません。

【その2】相続開始前3年以内の贈与が生前贈与加算の対象となる。

相続税法では、被相続人から生前に贈与を受けた金額のうち、相続開始前3年以内に行われた贈与額については、相続税課税価格に加算（＝相続財産に持ち戻し）しなければなりません。これを生前贈与加算といいます。

死亡する直前に駆け込みで行われた贈与については相続財産に含む、すなわち贈与がなかったことにすることで、租税回避行為を防止する目的で設けられています。

ちなみに、生前贈与加算の対象になるのは、「相続または遺贈により財産を取得した人」です。

これ以外の人については、被相続人から相続開始前3年以内に生前贈与を受けていたとしても関係ありません。

さて、孫に生前贈与をされている方もたくさんいらっしゃいますね。

相続発生時にその孫が「相続または遺贈により財産を取得した人」にあたらなければ、相続開始前3年以内の生前贈与も何ら問題はありません（相続財産に持ち戻さなくてもよい）。

しかし、孫を生命保険の死亡保険金受取人に指定していた場合は、「相続または遺贈により財産を取得した人」に該当することになりますので、相続開始前3年以内に行われた贈与は、一変して相続税の課税対象となります。

せっかく行ってきた生前贈与が台無しになってしまうわけですね。

※生命保険金はみなし相続財産でしたね。みなし相続財産は受取人固有の財産であり、遺産分割の対象にはなりません。よって遺言の代わりになるので、遺贈と同じ扱いになります。

【その3】相続税が2割加算になる。

死亡保険金受取人が相続人以外の孫であったとき、孫は遺贈により死亡保険金を受け取るようになります。

このとき、その孫は算出された相続税額に2割加算した金額を納税しなければなりません。

被相続人の一親等の血族および配偶者以外の方が「相続また遺贈により財産を取得した」場合、相続税が2割増しになる制度がありますが、それが適用されることになるわけですね。

まさにトリプルパンチといったところですよ・・・

ご自身やご家族の生命保険について、保障内容だけでなく、死亡保険金受取人についても改めて点検してみることをオススメします。

☆☆★☆☆

3. 相活士の更新が1年から2年に変わります

8月下旬に発送しました相活士新聞にもある通り、更新が1年から2年に変わります。

例えば、2019年3月に合格した方は、翌年の2020年2月あたりに更新書類が届きます。

その書類は2年更新（更新料3,000円×2年の6,000円税別です）となりますので、更新手続き完了後、新しい相活士認定証と相活士名刺が届きます。

更新を忘れてしまわぬよう、協会からの郵送物はチェックしてください。

また勤務先の変更等も漏れなく協会宛ご連絡をお願いします。

☆☆★☆☆

4. メディア掲載情報

代表理事の江幡が講談社の現代ビジネスでの連載がアップされました。宜しければご一読ください。

夫の遺産6500万円を親不孝息子から守った・・・その驚くべき裏技

<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/66832>

※特別受益の話です。

☆☆★☆☆

5. 相活士復活制度について

相続終活専門士に合格したけれども、「更新時に更新書類を提出するのを忘れてしまった」、

とか、「ここまで相続や終活について世間的な認知が高まるとは思わなかった」等の理由で、

「もう一度相活士として名乗りたい」という方が増えています。

そこで、更新料3,000円（税別）プラス事務手数料1,500円（税別）で再度相活士の更新を承ります。

もし皆様のお知り合いで「かつて相活士に合格したけど更新していない」

という人がいらっしゃった場合、アナウンスしていただければと存じます。
相活士の復活をされた方は再度認定証を交付いたします。
尚、現時点で復活制度を利用した場合の再テストは予定しておりませんが、
今後は再テスト(おそらく 25 問程度)を行うことになるとお思いますのでお含みおきください。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

6. 更新を迎える方へ

相活士取得から 1 年が計画する前に皆様の勤務先に更新書類をお送りいたします。
更新料は 2 年分になりまして、250 円×12 か月×2 年=6,000 円(税別、税込みだと消費税アップ
で 6,600 円)にいたします。

※更新書類が届かなくなるので必ず異動があった場合、事務局(03-5210-1233 もしくは
info@sokatsu.jp)にご一報いただければと存じます。

皆様のお手元には①口座自動引去の用紙、②返信用封筒、③更新チラシが送付されますので、

① の口座引去りの用紙にご記入の上、②の返信用封筒で投函ください。

①の書類が確認できましたら、2019 年度の会員証を郵送いたします。

※なお、ご希望の方には年会費の銀行振り込みでの更新も対応いたします。ご希望の方は協会へご
一報ください。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

7. 相活士行動理念

相活士として、争続・争族(あらそうぞく)を避けるため、効果的な終活を推奨することを
使命とします

具体的には

- ① 遺言を書くことを推奨します。
- ② 死亡保険金受取人を熟考することを推奨します。
- ③ 遺言執行人を指定することを推奨します。中でも外部の法人にすることを推奨します。

お申込みやお問い合わせは一般社団法人 相続終活専門協会

電話 03-5210-1238 ファックス 03-5210-1233

メール info@sokatsu.jp

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆